

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令  
新旧対照条文

目次

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）	1
○ 警察法施行令（昭和二十九年政令第五百十一号）（抄）	2
○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令 （平成十六年政令第二百七十五号）（抄）	6
○ 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）（抄）	7
○ 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）（抄）	8
○ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（抄）	11
○ 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令 （平成十五年政令第五百四十六号）（抄）	14



改 正 案	現 行
<p>第三百三十二条 地方自治法第八十条の四第二項に規定する同条第一項の事務局等（以下「事務局等」という。）の組織、事務局等に属する職員の定数又はこれらの職員の身分取扱いで政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 局部若しくは課（これらに準ずる組織及び局部又は課の長と同等又はこれら以上の職を含む。）又は地方駐在機関（その下部機構を除く。次号において同じ。）の新設に関する事項</p> <p>二 地方駐在機関別の職員の定数の配置の基準に関する事項</p> <p>三 職員の採用及び昇任の基準に関する事項</p> <p>四 昇給の基準並びに扶養手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、勤勉手当及び旅費の支給の基準に関する事項</p> <p>五 職員の意に反する休職の基準に関する事項</p> <p>六 定年による退職の特例及び定年退職者の再任用の基準に関する事項</p> <p>七 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十五条の規定による職務専念義務の免除及び同法第三十八条第一項の規定による営利企業等の従事の許可（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十七条の規定の適用がある場合を除く。）の基準に関する事項</p>	<p>第三百三十二条 地方自治法第八十条の四第二項に規定する同条第一項の事務局等（以下「事務局等」という。）の組織、事務局等に属する職員の定数又はこれらの職員の身分取扱いで政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 局部若しくは課（これらに準ずる組織及び局部又は課の長と同等又はこれら以上の職を含む。）又は地方駐在機関（その下部機構を除く。次号において同じ。）の新設に関する事項</p> <p>二 地方駐在機関別の職員の定数の配置の基準に関する事項</p> <p>三 職員の採用及び昇任の基準に関する事項</p> <p>四 昇給の基準並びに扶養手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、勤勉手当、期末特別手当及び旅費の支給の基準に関する事項</p> <p>五 職員の意に反する休職の基準に関する事項</p> <p>六 定年による退職の特例及び定年退職者の再任用の基準に関する事項</p> <p>七 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十五条の規定による職務専念義務の免除及び同法第三十八条第一項の規定による営利企業等の従事の許可（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十七条の規定の適用がある場合を除く。）の基準に関する事項</p>

改 正 案

現 行

（国庫が支弁する都道府県警察に要する経費）

第二条 法第三十七条第一項の規定により、同項各号に掲げる経費で、国庫が支弁するものは、次に掲げるものとする。

- 一 警視正以上の階級にある警察官の俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、休職中の期間に係る給与、退職手当、地方公務員共済組合負担金及び公務災害補償に要する経費

二 警察教養施設の新設、補修、借上その他その維持管理に必要な経費及び警察学校における教育訓練に必要な謝金、委託費、旅費（往復旅費を除く。）その他の経費

三 警察通信施設の新設、補修その他その維持管理に必要な経費、警察の専用する電話の専用に関する料金（維持に係る専用に関する料金にあつては、警察庁の維持する交換施設相互間を接続する専用電話に係るものに限る。）及び電話（専用電話を除く。）の役務の提供を受ける契約の締結に必要な経費

四 指紋、手口、写真、法医、理化学等による犯罪鑑識に関する施設の新設、補修その他その維持管理に必要な経費（警察署並びに派出所及び駐在所における犯罪鑑識に必要な施設費及び消耗品費を除く。）、犯罪鑑識に必要な検案解剖委託費及び謝金並びに

（国庫が支弁する都道府県警察に要する経費）

第二条 法第三十七条第一項の規定により、同項各号に掲げる経費で、国庫が支弁するものは、次に掲げるものとする。

- 一 警視正以上の階級にある警察官の俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、寒冷地手当、休職中の期間に係る給与、退職手当、地方公務員共済組合負担金及び公務災害補償に要する経費

二 警察教養施設の新設、補修、借上その他その維持管理に必要な経費及び警察学校における教育訓練に必要な謝金、委託費、旅費（往復旅費を除く。）その他の経費

三 警察通信施設の新設、補修その他その維持管理に必要な経費、警察の専用する電話の専用に関する料金（維持に係る専用に関する料金にあつては、警察庁の維持する交換施設相互間を接続する専用電話に係るものに限る。）及び電話（専用電話を除く。）の役務の提供を受ける契約の締結に必要な経費

四 指紋、手口、写真、法医、理化学等による犯罪鑑識に関する施設の新設、補修その他その維持管理に必要な経費（警察署並びに派出所及び駐在所における犯罪鑑識に必要な施設費及び消耗品費を除く。）、犯罪鑑識に必要な検案解剖委託費及び謝金並びに

- 第八号に掲げる犯罪の犯罪鑑識に必要な旅費その他の経費
- 五 犯罪統計の作成及び利用に必要な旅費、物件費その他の他の経費
- 六 警察用車両の購入並びに警察用船舶の購入及び借上並びに武器その他の警備装備品の購入及び維持に必要な経費（警察用航空機にあつては、購入に必要なものに限る。）
- 七 警衛及び警護並びに騒乱、大規模な災害その他の場合における警備のための出動、機動隊の運営、警備訓練、長距離にわたる移動警察、不法出入国の監視その他の警備活動に必要な経費
- 八 次に掲げる犯罪の捜査に必要な旅費、物件費、捜査費その他の経費
- イ 内乱、外患、国交又は騒乱の犯罪
- ロ 天皇又は皇族に対する犯罪
- ハ 衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、内閣総理大臣又は国務大臣に対する犯罪
- ニ 外国の元首、外交使節若しくは外国軍隊若しくはその要員に対する重要な犯罪又は外国軍隊の要員若しくは外国人による重要な犯罪
- ホ 国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査の投票又は日本国憲法第九十六条に規定する国民投票に関する犯罪
- ヘ 公務員又はこれに準ずる地位にある者による汚職の犯罪であつて重要なもの
- ト 破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）に規定する犯罪
- チ 公務員又はこれに準ずる地位にある者に対する殺人、傷害、暴行、脅迫、略取誘拐、不法監禁等の犯罪であつて破壊的なもの

- 第八号に掲げる犯罪の犯罪鑑識に必要な旅費その他の経費
- 五 犯罪統計の作成及び利用に必要な旅費、物件費その他の他の経費
- 六 警察用車両の購入並びに警察用船舶の購入及び借上並びに武器その他の警備装備品の購入及び維持に必要な経費（警察用航空機にあつては、購入に必要なものに限る。）
- 七 警衛及び警護並びに騒乱、大規模な災害その他の場合における警備のための出動、機動隊の運営、警備訓練、長距離にわたる移動警察、不法出入国の監視その他の警備活動に必要な経費
- 八 次に掲げる犯罪の捜査に必要な旅費、物件費、捜査費その他の経費
- イ 内乱、外患、国交又は騒乱の犯罪
- ロ 天皇又は皇族に対する犯罪
- ハ 衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、内閣総理大臣又は国務大臣に対する犯罪
- ニ 外国の元首、外交使節若しくは外国軍隊若しくはその要員に対する重要な犯罪又は外国軍隊の要員若しくは外国人による重要な犯罪
- ホ 国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査の投票又は日本国憲法第九十六条に規定する国民投票に関する犯罪
- ヘ 公務員又はこれに準ずる地位にある者による汚職の犯罪であつて重要なもの
- ト 破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）に規定する犯罪
- チ 公務員又はこれに準ずる地位にある者に対する殺人、傷害、暴行、脅迫、略取誘拐、不法監禁等の犯罪であつて破壊的なもの

リ 官公署、学校、金融機関、交通機関、通信機関、報道機関等の重要な施設に対する放火、出水、損壊、転覆等の犯罪であつて破壊的なもの  
又 爆発物、銃砲等危険物に関する重要な犯罪  
ル 麻薬、あへん又は覚せい剤に関する犯罪  
ヲ 外国人登録法（昭和二十七年法律第二百五号）又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）に規定する犯罪  
ワ 通貨偽造、重要な有価証券偽造その他の国民経済を混乱させるおそれのある犯罪  
カ 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）に規定する犯罪、酒税法（昭和二十八年法律第六号）に規定する犯罪、印紙犯罪処罰法（明治四十二年法律第三十九号）に規定する犯罪その他の国の財政金融に重大な影響を及ぼすおそれのある犯罪  
ヨ 身の代金の取得に係る略取誘拐の犯罪であつて重要なもの  
タ 汽車、電車、船舶、航空機等に係る大規模な事故に関する犯罪  
レ 数都道府県の地域に係る重要な犯罪  
ソ 日本国民の国外における犯罪のうち殺人、放火、強盗、強姦、傷害、略取誘拐、窃盗又は詐欺の犯罪であつて重要なもの  
ツ 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）に規定する犯罪、危険運転致死傷の犯罪、同法第二条第一項第八号に定める車両の運転に係る業務上過失致死傷の犯罪又は自動車運転過失致死傷の犯罪のうち、高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する道路をいう。第七条の二及び第七条の三第一

リ 官公署、学校、金融機関、交通機関、通信機関、報道機関等の重要な施設に対する放火、出水、損壊、転覆等の犯罪であつて破壊的なもの  
又 爆発物、銃砲等危険物に関する重要な犯罪  
ル 麻薬、あへん又は覚せい剤に関する犯罪  
ヲ 外国人登録法（昭和二十七年法律第二百五号）又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）に規定する犯罪  
ワ 通貨偽造、重要な有価証券偽造その他の国民経済を混乱させるおそれのある犯罪  
カ 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）に規定する犯罪、酒税法（昭和二十八年法律第六号）に規定する犯罪、印紙犯罪処罰法（明治四十二年法律第三十九号）に規定する犯罪その他の国の財政金融に重大な影響を及ぼすおそれのある犯罪  
ヨ 身の代金の取得に係る略取誘拐の犯罪であつて重要なもの  
タ 汽車、電車、船舶、航空機等に係る大規模な事故に関する犯罪  
レ 数都道府県の地域に係る重要な犯罪  
ソ 日本国民の国外における犯罪のうち殺人、放火、強盗、強姦、傷害、略取誘拐、窃盗又は詐欺の犯罪であつて重要なもの  
ツ 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）に規定する犯罪、危険運転致死傷の犯罪、同法第二条第一項第八号に定める車両の運転に係る業務上過失致死傷の犯罪又は自動車運転過失致死傷の犯罪のうち、高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する道路をいう。第七条の二及び第七条の三第一

項において同じ。)又は道路交通法第百十条第一項の規定により国家公安委員会が指定する自動車専用道路(第七条の三第一項において「自動車専用道路」という。)に係るもの

ネ 公害に係る犯罪であつて重要なもの

ナ イからネまでに掲げる犯罪に準ずる国の法益に係り、又は国際関係に影響を及ぼす等国の公安を害するおそれのある犯罪

九 武力攻撃事態等における避難住民の誘導及び武力攻撃災害への対処に関する措置、緊急対処事態における攻撃の予防及び鎮圧、避難住民の誘導並びに災害への対処に関する措置その他の武力攻撃事態等及び緊急対処事態における措置に必要な経費並びに国の機関と共同して行うこれらの措置についての訓練に要する経費

十 犯罪被害者等給付金に関する事務の処理に必要な旅費、物件費その他の経費

十一 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成二十年法律第八十号)第三条第一項に規定する給付金に関する事務の処理に必要な旅費、物件費その他の経費

項において同じ。)又は道路交通法第百十条第一項の規定により国家公安委員会が指定する自動車専用道路(第七条の三第一項において「自動車専用道路」という。)に係るもの

ネ 公害に係る犯罪であつて重要なもの

ナ イからネまでに掲げる犯罪に準ずる国の法益に係り、又は国際関係に影響を及ぼす等国の公安を害するおそれのある犯罪

九 武力攻撃事態等における避難住民の誘導及び武力攻撃災害への対処に関する措置、緊急対処事態における攻撃の予防及び鎮圧、避難住民の誘導並びに災害への対処に関する措置その他の武力攻撃事態等及び緊急対処事態における措置に必要な経費並びに国の機関と共同して行うこれらの措置についての訓練に要する経費

十 犯罪被害者等給付金に関する事務の処理に必要な旅費、物件費その他の経費

十一 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成二十年法律第八十号)第三条第一項に規定する給付金に関する事務の処理に必要な旅費、物件費その他の経費

○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）  
 （第一条関係）（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（政令で定める手当）                      第四十八条 法第六十八条第一項ただし書の政令で定める手当は、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当及び退職手当とする。</p>	<p>（政令で定める手当）                      第四十八条 法第六十八条第一項ただし書の政令で定める手当は、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当及び退職手当とする。</p>



改正案	現行
<p>（報酬）</p> <p>第五条 法第二条第一項第五号に規定する一般職の職員 の給与に関する法律の規定に基づく給与のうち政令で 定めるものは、同法第二十二條の規定に基づく給与の うち期末手当及び勤勉手当に相当するものとする。</p> <p>2 3 4 （略）</p> <p>（期末手当等）</p> <p>第五条の二 法第二条第一項第六号に規定する一般職の 職員の給与に関する法律の規定に基づく給与のうち政 令で定めるものは、同法第二十二條の規定に基づく給 与のうち期末手当及び勤勉手当に相当するものとする。</p> <p>2 3 4 （略）</p>	<p>（報酬）</p> <p>第五条 法第二条第一項第五号に規定する一般職の職員 の給与に関する法律の規定に基づく給与のうち政令で 定めるものは、同法第二十二條の規定に基づく給与の うち期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に相当する ものとする。</p> <p>2 3 4 （略）</p> <p>（期末手当等）</p> <p>第五条の二 法第二条第一項第六号に規定する一般職の 職員の給与に関する法律の規定に基づく給与のうち政 令で定めるものは、同法第二十二條の規定に基づく給 与のうち期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に相当 するものとする。</p> <p>2 3 4 （略）</p>

改 正 案

現

行

<p>第十八条（派遣職員の特給等）        派遣職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十二条第一項の通勤手当、同法第十二条の二第一項及び第三項の単身赴任手当、同法第十三条第一項の特殊勤務手当、同法第十六条第一項の超過勤務手当、同法第十七条の休日給、同法第十八条の夜勤手当、同法第十九条の二第一項及び第二項の宿日直手当、同法第十九条の三第一項の管理職員特別勤務手当並びに国家公務員等の旅費に關する法律（昭和二十五年法律百十四号）第三条第一項の旅費又は国若しくは指定公共機関の職員に対して支給されるべきこれらに相当するものの支給を受けることができる。</p> <p>2 派遣職員は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条第一項の給料、同条第二項の扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び退職手当、地方公務員法第四十三条第一項の共済制度による給付並びに同法第四十五条第一項の公務災害補償又は派遣を受けた都道府県若しくは市町村の職員に対して支給されるべきこれらに相当するものの支給を受けることができる。</p> <p>3 派遣職員に対する次に掲げる規定（指定公共機関からの派遣職員にあつては、第六号及び第七号に掲げる規定）の適用については、派遣を受けた都道府県又は</p>	<p>第十八条（派遣職員の特給等）        派遣職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十二条第一項の通勤手当、同法第十二条の二第一項及び第三項の単身赴任手当、同法第十三条第一項の特殊勤務手当、同法第十六条第一項の超過勤務手当、同法第十七条の休日給、同法第十八条の夜勤手当、同法第十九条の二第一項及び第二項の宿日直手当、同法第十九条の三第一項の管理職員特別勤務手当並びに国家公務員等の旅費に關する法律（昭和二十五年法律百十四号）第三条第一項の旅費又は国若しくは指定公共機関の職員に対して支給されるべきこれらに相当するものの支給を受けることができる。</p> <p>2 派遣職員は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条第一項の給料、同条第二項の扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び退職手当、地方公務員法第四十三条第一項の共済制度による給付並びに同法第四十五条第一項の公務災害補償又は派遣を受けた都道府県若しくは市町村の職員に対して支給されるべきこれらに相当するものの支給を受けることができる。</p> <p>3 派遣職員に対する次に掲げる規定（指定公共機関からの派遣職員にあつては、第六号及び第七号に掲げる規定）の適用については、派遣を受けた都道府県又は</p>
---	---

市町村の職員としての勤務を国又は指定公共機関の職員としての勤務とみなす。

一 一般職の職員の給与に関する法律第八条第五項から第七項まで（防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第五条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条及び第十九条の七第一項

二 人事院規則九一七（俸給等の支給）第七条

三 防衛省の職員の給与等に関する法律第十一条第二項、第十六条第二項、第十七条第一項、第十八条第二項及び第十八条の二第一項

四 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第八条の三第四項

五 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第一条及び第五条

六 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第二条第一項、第六条の四第一項及び第七条第四項

七 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百十八号）第二条第一項

4  
8  
7  
（略）

八 国又は指定公共機関が派遣職員に対して支給した一般職の職員の給与に関する法律第五条第一項の俸給、同法第十条の二第一項の俸給の特別調整額、同法第十条の三第一項の本府省業務調整手当、同法第十条の四第一項及び第二項の初任給調整手当、同法第十条の五第一項の専門スタッフ職調整手当、同法第十一条第一項の扶養手当、同法第十一条の三から第十一条の七までの地域手当、同法第十一条の八第一項及び第三項の広域異動手当、同法第十一条の九第一項の研究員調整手当、同法第十一条の十第一項の住居手当、同法第十

市町村の職員としての勤務を国又は指定公共機関の職員としての勤務とみなす。

一 一般職の職員の給与に関する法律第八条第五項から第七項まで（防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第五条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条、第十九条の七第一項及び第十九条の八第二項

二 人事院規則九一七（俸給等の支給）第七条

三 防衛省の職員の給与等に関する法律第十一条第二項、第十六条第二項、第十七条第一項、第十八条第二項及び第十八条の二第一項及び第十八条の三第一項

四 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第八条の三第四項

五 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第一条及び第五条

六 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第二条第一項、第六条の四第一項及び第七条第四項

七 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百十八号）第二条第一項

4  
8  
7  
（略）

八 国又は指定公共機関が派遣職員に対して支給した一般職の職員の給与に関する法律第五条第一項の俸給、同法第十条の二第一項の俸給の特別調整額、同法第十条の三第一項の本府省業務調整手当、同法第十条の四第一項及び第二項の初任給調整手当、同法第十条の五第一項の専門スタッフ職調整手当、同法第十一条第一項の扶養手当、同法第十一条の三から第十一条の七までの地域手当、同法第十一条の八第一項及び第三項の広域異動手当、同法第十一条の九第一項の研究員調整手当、同法第十一条の十第一項の住居手当、同法第十

三条の二第一項の特地勤務手当、同法第十四条第一項及び第二項の特地勤務手当に準ずる手当、同法第十九条の四第一項の期末手当並びに同法第十九条の七第一項の勤勉手当の支給額、国家公務員の寒冷地手当に関する法律第一条の寒冷地手当の支給額並びに国家公務員災害補償法第九条各号に規定する公務災害補償に要する費用又はこれらに相当するもの並びに国又は指定公共機関が負担した国家公務員共済組合法第九十九条第二項第一号から第三号までに規定する負担金のうち派遣職員に係る額については、派遣を受けた都道府県又は市町村がこれを負担するものとする。

三条の二第一項の特地勤務手当、同法第十四条第一項及び第二項の特地勤務手当に準ずる手当、同法第十九条の四第一項の期末手当、同法第十九条の七第一項の勤勉手当並びに同法第十九条の八第一項の期末特別手当の支給額、国家公務員の寒冷地手当に関する法律第一条の寒冷地手当の支給額並びに国家公務員災害補償法第九条各号に規定する公務災害補償に要する費用又はこれらに相当するもの並びに国又は指定公共機関が負担した国家公務員共済組合法第九十九条第二項第一号から第三号までに規定する負担金のうち派遣職員に係る額については、派遣を受けた都道府県又は市町村がこれを負担するものとする。

改 正 案

現 行

（期末手当等）

第五条の二 法第二条第一項第六号に規定する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条第二項に規定する手当のうち政令で定めるものは、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当とする。

2 法第二条第一項第六号に規定する期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当に準ずるものとして政令で定めるものは、地方公営企業法第三十八条の規定の適用又は準用を受ける職員及び特定地方独立行政法人の職員が支給を受ける給与のうち、地方自治法第二百四条第二項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する給与とする。

（期末手当等）

第五条の二 法第二条第一項第六号に規定する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条第二項に規定する手当のうち政令で定めるものは、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当とする。

2 法第二条第一項第六号に規定する期末手当、勤勉手当、期末特別手当その他政令で定める手当に準ずるものとして政令で定めるものは、地方公営企業法第三十八条の規定の適用又は準用を受ける職員及び特定地方独立行政法人の職員が支給を受ける給与のうち、地方自治法第二百四条第二項に規定する期末手当、勤勉手当、期末特別手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する給与とする。

（平均給与月額額の算定における政令で定める数値）

第二十三条 法第四十四条第二項に規定する政令で定める数値は、地方公務員法第三条第二項に規定する一般職の職員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十六条第一項に規定する教育長を除く。以下単に「一般職の職員」という。）である組合員の給料の額に對する給与の月額額の平均的な割合を基礎として総務省令で定める数値とする。

2 前項の給料の額に對する給与の月額額の平均的な割合は、最近の統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第六項に規定する基幹統計調査で地方公務員の給与に係るもの又はこれに準ずる総務大臣が行う調査に基

（平均給与月額額の算定における政令で定める数値）

第二十三条 法第四十四条第二項に規定する政令で定める数値は、地方公務員法第三条第二項に規定する一般職の職員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十六条第一項に規定する教育長を除く。以下単に「一般職の職員」という。）である組合員の給料の額に對する給与の月額額の平均的な割合を基礎として総務省令で定める数値とする。

2 前項の給料の額に對する給与の月額額の平均的な割合は、最近の統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第六項に規定する基幹統計調査で地方公務員の給与に係るもの又はこれに準ずる総務大臣が行う調査に基

づき、すべての地方公共団体の一般職の職員である組合員の給料の総額と地方自治法第二百四条第二項に規定する手当（期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付職員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。）及び退職手当を除く。）の総額との合計額を当該給料の総額で除して得た割合とする。

3 前二項の規定にかかわらず、特別職の職員等である組合員であつた期間に係る法第四十四条第二項に規定する政令で定める数値は、一とする。

第四十三条 前条第五号に掲げる者に係る法第四百二十二条第二項の表第二号第一項第五号の項の下欄に掲げる給与で政令で定めるものは、その支給を受ける給与につき、一般職の職員の給与に関する法律第五条第一項に規定する俸給に相当する給与として総務大臣の定める方法により算定した金額とする。

2 国の職員に係る法第四百二十二条第二項の表第二号第一項第六号の項の下欄に掲げる政令で定める給与は、一般職の職員の給与に関する法律第二十二条の規定に基づき、給与のうち期末手当及び勤勉手当に相当するものとす。

3 国の職員に係る法第四百二十二条第二項の表第二号第一項第六号の項の下欄に掲げる他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものは、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）の規定に基づく任期付研究員業績手当及び一般職の任期付職員採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）の規定に基づく特定任期付職員業績手当とする。

4 国の職員に係る法第四百二十二条第二項の表第四百十

づき、すべての地方公共団体の一般職の職員である組合員の給料の総額と地方自治法第二百四条第二項に規定する手当（期末手当、勤勉手当、期末特別手当、特定任期付職員業績手当、任期付職員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。）及び退職手当を除く。）の総額との合計額を当該給料の総額で除して得た割合とする。

3 前二項の規定にかかわらず、特別職の職員等である組合員であつた期間に係る法第四十四条第二項に規定する政令で定める数値は、一とする。

第四十三条 前条第五号に掲げる者に係る法第四百二十二条第二項の表第二号第一項第五号の項の下欄に掲げる給与で政令で定めるものは、その支給を受ける給与につき、一般職の職員の給与に関する法律第五条第一項に規定する俸給に相当する給与として総務大臣の定める方法により算定した金額とする。

2 国の職員に係る法第四百二十二条第二項の表第二号第一項第六号の項の下欄に掲げる政令で定める給与は、一般職の職員の給与に関する法律第二十二条の規定に基づき、給与のうち期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に相当するものとす。

3 国の職員に係る法第四百二十二条第二項の表第二号第一項第六号の項の下欄に掲げる他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものは、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）の規定に基づく任期付研究員業績手当及び一般職の任期付職員採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）の規定に基づく特定任期付職員業績手当とする。

4 国の職員に係る法第四百二十二条第二項の表第四百十

条第一項の項の下欄に掲げる政令で定める法人は、沖繩振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一（五）（略）

5 特定公庫等役員（法第四百四十二条第二項の規定により読み替えられた法第四百四十一条第一項に規定する特定公庫等役員をいう。以下この条において同じ。）となるため退職した場合に係る同項に規定する政令で定める場合は、特定公庫等役員が特定公庫等（同項に規定する特定公庫等をいう。以下この条において同じ。）の要請に応じてその職を退き、引き続き職員である長期組合員となつた後退職し、引き続き再び元の特定公庫等の特定公庫等役員となつた場合であつて、その者が同項の規定により引き続き組合員であるものとされることを希望しない旨を組合に申し出た場合その他これに準ずる場合として総務省令で定める場合とする。

6 国の職員に係る法第四百四十二条第二項の表第四百四十一条第三項の項の下欄に掲げる政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 継続長期組合員が公庫等職員として在職し、引き続き他の公庫等職員となつた場合（その者が更に引き続き他の公庫等職員となつた場合を含む。）

二 継続長期組合員が特定公庫等役員として在職し、引き続き他の特定公庫等役員となつた場合（その者が更に引き続き他の特定公庫等役員となつた場合を含む。）

条第一項の項の下欄に掲げる政令で定める法人は、沖繩振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一（五）（略）

5 特定公庫等役員（法第四百四十二条第二項の規定により読み替えられた法第四百四十一条第一項に規定する特定公庫等役員をいう。以下この条において同じ。）となるため退職した場合に係る同項に規定する政令で定める場合は、特定公庫等役員が特定公庫等（同項に規定する特定公庫等をいう。以下この条において同じ。）の要請に応じてその職を退き、引き続き職員である長期組合員となつた後退職し、引き続き再び元の特定公庫等の特定公庫等役員となつた場合であつて、その者が同項の規定により引き続き組合員であるものとされることを希望しない旨を組合に申し出た場合その他これに準ずる場合として総務省令で定める場合とする。

6 国の職員に係る法第四百四十二条第二項の表第四百四十一条第三項の項の下欄に掲げる政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 継続長期組合員が公庫等職員として在職し、引き続き他の公庫等職員となつた場合（その者が更に引き続き他の公庫等職員となつた場合を含む。）

二 継続長期組合員が特定公庫等役員として在職し、引き続き他の特定公庫等役員となつた場合（その者が更に引き続き他の特定公庫等役員となつた場合を含む。）

○ 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）（第五条関係）  
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（法科大学院に派遣された検察官等に関する地方公務員等共済組合法の特例に係る負担金の金額）  
 第四条 法第十五条第一項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百五十二号。以下この項において「読替え後の地共済法」という。）第百十三条第二項の規定により地方公共団体及び国が負担すべき金額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 地方公共団体 当該検察官等に係る読替え後の地共済法第百十三条第二項の規定によりその月に地方公共団体及び国が負担すべき金額の合計額に、地方公共団体支給給与月額（その月に当該地方公共団体が当該検察官等に支給した給料（地方公務員等共済組合法（以下「地共済法」という。）第二条第一項第五号に規定する給料をいう。）の額に地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号。以下「地共済令」という。）第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値を乗じて得た額）とその月に当該地方公共団体が当該検察官等に支給した期末手当等（地共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。）の額との合計額をいう。以下この号において同じ。）を合計給与月額（地方公共団体支給給与月額と国支給給与月額との合計額をいう。）で除して得た数を乗じて得た金額

（法科大学院に派遣された検察官等に関する地方公務員等共済組合法の特例に係る負担金の金額）  
 第四条 法第十五条第一項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百五十二号。以下この項において「読替え後の地共済法」という。）第百十三条第二項の規定により地方公共団体及び国が負担すべき金額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 地方公共団体 当該検察官等に係る読替え後の地共済法第百十三条第二項の規定によりその月に地方公共団体及び国が負担すべき金額の合計額に、地方公共団体支給給与月額（その月に当該地方公共団体が当該検察官等に支給した給料（地方公務員等共済組合法（以下「地共済法」という。）第二条第一項第五号に規定する給料をいう。）の額に地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号。以下「地共済令」という。）第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値を乗じて得た額）とその月に当該地方公共団体が当該検察官等に支給した期末手当等（地共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。）の額との合計額をいう。以下この号において同じ。）を合計給与月額（地方公共団体支給給与月額と国支給給与月額との合計額をいう。）で除して得た数を乗じて得た金額



二 国 当該検察官等に係る当該地方公共団体及び国が負担すべき金額の合計額から前号に定める金額を控除した金額

2 前項第一号において「国支給給与月額」とは、その月に国が当該検察官等に支給した俸給（法第十三条第二項ただし書の規定により支給される給与であつて、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第五条第一項に規定する俸給又は検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の規定による俸給に相当するものをいう。）の額に地共済令第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値を乗じて得た額とその月に国が当該検察官等に支給した期末手当（法第十三条第二項ただし書の規定により支給される給与であつて、一般職の職員の給与に関する法律第十九条の四第一項に規定する期末手当又は検察官の俸給等に関する法律の規定による期末手当に相当するものをいう。）の額との合計額をいう。

（職員引継一般地方独立行政法人以外の公立大学法人が設置する公立大学の法科大学院に派遣された検察官等に関する地方公務員等共済組合法の特例）

第七条 法第十一条第一項の規定により法科大学院を置く公立大学（職員引継一般地方独立行政法人以外の公立大学法人が設置するものに限る。）に派遣された検察官等のうち法第十三条第二項ただし書の規定による給与の支給を受ける者に関する地共済法の規定の適用については、法第十五条第一項の規定にかかわらず、地共済法第四百四十四条の三第二項の表第二条第一項第五号の項中「相当するもの」とあるのは「相当するも

二 国 当該検察官等に係る当該地方公共団体及び国が負担すべき金額の合計額から前号に定める金額を控除した金額

2 前項第一号において「国支給給与月額」とは、その月に国が当該検察官等に支給した俸給（法第十三条第二項ただし書の規定により支給される給与であつて、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第五条第一項に規定する俸給又は検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の規定による俸給に相当するものをいう。）の額に地共済令第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値を乗じて得た額とその月に国が当該検察官等に支給した期末手当等（法第十三条第二項ただし書の規定により支給される給与であつて、一般職の職員の給与に関する法律第十九条の四第一項に規定する期末手当若しくは同法第十九条の八第一項に規定する期末特別手当又は検察官の俸給等に関する法律の規定による期末手当若しくは期末特別手当に相当するものをいう。）の額との合計額をいう。

（職員引継一般地方独立行政法人以外の公立大学法人が設置する公立大学の法科大学院に派遣された検察官等に関する地方公務員等共済組合法の特例）

第七条 法第十一条第一項の規定により法科大学院を置く公立大学（職員引継一般地方独立行政法人以外の公立大学法人が設置するものに限る。）に派遣された検察官等のうち法第十三条第二項ただし書の規定による給与の支給を受ける者に関する地共済法の規定の適用については、法第十五条第一項の規定にかかわらず、地共済法第四百四十四条の三第二項の表第二条第一項第五号の項中「相当するもの」とあるのは「相当するも

の及び法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十三条第二項ただし書の規定により支給される給与であつて、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第五条第一項に規定する俸給又は検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の規定による俸給に相当するもの」と、同表第二條第一項第六号の項中「相当するもの」とあるのは「相当するもの及び法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十三條第二項ただし書の規定により支給される給与であつて、一般職の職員の給与に関する法律第十九條の四第一項に規定する期末手当又は検察官の俸給等に関する法律の規定による期末手当に相当するもの」と、同表第百十三條第二項各号列記以外の部分の項の中欄中「の負担金」とあるのは「及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金」と、同項の下欄中「及び団体（第百四十四條の三第一項に規定する団体をいう。以下この条において同じ。）の負担金」とあるのは「団体（第百四十四條の三第一項に規定する団体をいう。以下この条において同じ。）の負担金、国の負担金及び地方公共団体の負担金」と、同表第百十三條第二項第二号の項の下欄中「団体」とあるのは「団体及び国」と、同表第百十三條第二項第三号の項の下欄中「団体」とあるのは「団体及び国」と、同表第百十三條第二項第四号の項の下欄中「団体」とあるのは「団体及び国」と、同表

の及び法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十三條第二項ただし書の規定により支給される給与であつて、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第五条第一項に規定する俸給又は検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の規定による俸給に相当するもの」と、同表第二條第一項第六号の項中「相当するもの」とあるのは「相当するもの及び法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十三條第二項ただし書の規定により支給される給与であつて、一般職の職員の給与に関する法律第十九條の四第一項に規定する期末手当若しくは同表第百十三條第二項各号列記以外の部分の項の中欄中「の負担金」とあるのは「及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金」と、同項の下欄中「及び団体（第百四十四條の三第一項に規定する団体をいう。以下この条において同じ。）の負担金」とあるのは「団体（第百四十四條の三第一項に規定する団体をいう。以下この条において同じ。）の負担金、国の負担金及び地方公共団体の負担金」と、同表第百十三條第二項第二号の項の下欄中「団体」とあるのは「団体及び国」と、同表第百十三條第二項第三号の項の下欄中「団体」とあるのは「団体及び国」と、同表第百十三條第二項第四号の項の下欄中「団体」とあるのは「団体及び国」と、同表中「

<p>2 (略)</p> <p>「と地共済法第百四十四条の十二第一項中「団体は、その使用する団体組合員」とあるのは「団体及び国は、団体組合員」と、同条第二項から第五項までの規定中「団体は」とあるのは「団体及び国は」と、地共済法第百四十四条の三十一の見出し中「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」とあるのは「国」と、同条中「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」とあるのは「国」と、「組合員」とあるのは「団体組合員」と、「組合に」とあるのは「地方職員共済組合に」と「組合の」とあるのは「地方職員共済組合の」とする。</p>	<p>第百十 四 条 第 三 項</p>	<p>主務省令</p>	<p>第百十 四 条 第 三 項</p>	<p>主務省令</p>	<p>「とあるのは「</p>	<p>第百十 四 条 第 三 項</p>	<p>主務省令</p>	<p>第百十 四 条 第 三 項</p>	<p>主務省令</p>	<p>総務省令</p>
	<p>第百十 五 条 第 二 項</p>	<p>相当する手当</p>	<p>相当する手当及び国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）に基づく退職手当又はこれに相当する手当</p>	<p>第百十 五 条 第 二 項</p>	<p>相当する手当</p>	<p>総務省令</p>	<p>第百十 五 条 第 二 項</p>	<p>相当する手当</p>	<p>第百十 五 条 第 二 項</p>	<p>相当する手当</p>

<p>2 (略)</p> <p>「と地共済法第百四十四条の十二第一項中「団体は、その使用する団体組合員」とあるのは「団体及び国は、団体組合員」と、同条第二項から第五項までの規定中「団体は」とあるのは「団体及び国は」と、地共済法第百四十四条の三十一の見出し中「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」とあるのは「国」と、同条中「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」とあるのは「国」と、「組合員」とあるのは「団体組合員」と、「組合に」とあるのは「地方職員共済組合に」と「組合の」とあるのは「地方職員共済組合の」とする。</p>	<p>第百十 四 条 第 三 項</p>	<p>主務省令</p>	<p>第百十 四 条 第 三 項</p>	<p>主務省令</p>	<p>「とあるのは「</p>	<p>第百十 四 条 第 三 項</p>	<p>主務省令</p>	<p>第百十 四 条 第 三 項</p>	<p>主務省令</p>	<p>総務省令</p>
	<p>第百十 五 条 第 二 項</p>	<p>相当する手当</p>	<p>相当する手当及び国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）に基づく退職手当又はこれに相当する手当</p>	<p>第百十 五 条 第 二 項</p>	<p>相当する手当</p>	<p>総務省令</p>	<p>第百十 五 条 第 二 項</p>	<p>相当する手当</p>	<p>第百十 五 条 第 二 項</p>	<p>相当する手当</p>

